

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	紹介議員氏名	付 託 委員会名	議決結果
24年 第7号	24.6.4	<p>東海第二原子力発電所の再稼働を認めず、廃炉を求める意見書提出を求める請願</p> <p>平成23年3月11日、東日本大震災を契機に起きた東京電力福島第一原子力発電所の事故は、「五重の壁」と言われた安全対策をも吹き飛ばす、あってはならない原発事故となり、茨城県全域が福島原発事故に由来するセシウムなど放射性物質の汚染地帯とされてしまった。とくに県南地域にはホットスポットという高濃度汚染地域が点在し、乳幼児を抱えた子育て中の母親、妊産婦、学童児の健康を心配する両親や教職員などを中心に県民全体に、大きな不安を与えている。</p> <p>しかも、事故後1年2カ月以上を経た今でさえ、事態は未だ収束せず、事故現場からは放射性物質が毎日放出され、それは福島県・茨城県だけではなく、世界中に汚染を広めている。放出された放射性物質の量は、すでにチェルノブイリのそれを超えたとの報告も出ている。</p> <p>茨城県には東海村に日本原子力発電株式会社による東海原子力発電所が存在し、その2号機が、建設から33年以上の老朽化施設でありながら、これまで操業を続けてきた。今回の震災では、福島第一原発と同じく、地震と津波に見舞われて外部電源が切れ、三日半目によりやく冷温停止となるという、まさに間一髪の事態であったとのことである。現在はそのまま定期点検に入り、地震で被害を受けたタービン等損傷の修理、新たな安全対策の追加工事が進められているとのことだが、点検の終了時期が昨年11月から数度にわたって延期され、いまだ確定されていない。それだけ問題の多い設備であることを示している。</p> <p>今までこのような重大事故は起きないとされてきた「安全神話」は崩れ去った。事故時の立ち入り禁止区域となる地域は、原子力安全委員会は30キロ圏内に広げることにしたが、</p>	<p>脱原発ネットワーク茨城 世話人 江口 肇 小張 佐恵子 長田 満江</p>	大 内 久美子	防災環境 商工	不採択

	<p>この茨城県の東海原発の場合、30キロ圏内で約100万人、20キロ圏内でも約75万人が生活している。こうした人口稠密地帯を抱える東海原発にこれ以上操業を認めることはできない。さらにこの間だけでも老朽化に伴うと思われるダクトの腐敗による穴あきや、人為的ミスが多発など、県民の安全を確保することはかなわぬものとなっている。</p> <p>以上のことから、地方自治法第99条の規定に基づき、東海第2原子力発電所の再稼働を認めず、廃炉を求める意見書を貴議会で採択し、内閣総理大臣ほか関係大臣、衆参議長並びに茨城県知事に対して提出するよう請願する。</p> <p>【請願事項】</p> <ol style="list-style-type: none">1 東海第二原子力発電所の再稼働を認めないこと。2 東海第二原子力発電所の廃炉を国と事業者を求めること。3 廃炉に伴う事業所、周辺自治体、周辺経済などへの影響に十分な配慮をすること。				
--	--	--	--	--	--